

各消防機関からフィードバックを受けた119番転送案件について

1 119番転送案件のフィードバック結果（令和6年度）

傷病 程度※	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	合 計		R5 年	
											件数	割合	件数	割合(比)
死亡	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5%	0	0.5%
重症	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	4	1.8%	6	0.5%
中等症	5	10	9	5	7	9	9	4	10	7	75	34.1%	124	5.2%
軽症	14	12	9	16	14	7	9	7	7	18	113	51.4%	213	▲ 0.8%
不搬送	3	0	1	1	0	0	1	0	0	9	15	6.8%	73	▲ 10.4%
その他	0	2	2	0	0	2	0	1	2	3	9	4.1%	9	▲ 2.1%
合 計	23	24	21	22	22	18	19	12	22	37	220	100%	423	100%

※ 搬送先の医師が救急隊から傷病者を引き継ぐ際に「傷病者申し送り票」に記載した傷病程度（令和5年9月以降に広島赤十字・原爆病院に搬送された事案については、確定診断後の傷病程度）

傷病程度の定義（救急統計より）

死 亡：初診時において死亡が確認されたもの

重 症：傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの

中等症：傷病程度が重症又は軽症以外のもの

軽 症：傷病程度が入院加療を必要としないもの

不搬送：傷病者又はその関係者が搬送を拒んだ場合や明らかに死亡している場合、又は医師が死亡していると診断した場合に医療機関へ搬送しないもの

その他：医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所に搬送したものなど

2 上記1のうち軽症であった主な事例

No	主訴（随伴症状）	赤判定と判断した主な理由	緊急度判定の的確性に関する評価
1	息が苦しい（胸痛、動悸、立ち眩み等）	・想定疾患を「肺血栓塞栓症、冠動脈疾患、心不全、肺炎、喘息など」と判断し、赤判定とした。 ・バイタルサインのうち呼吸、循環、意識に異常があることを理由に、赤判定とした。	想定疾患を風邪症候群、過換気症候群と判断した場合に、軽症とされる事例が多かった。電話相談の性質上、本人の主観に大きく影響を受ける為オーバートリアージとなる傾向にある。 過換気症候群に関しても、時間の経過により症状が落ち着くことがあり、相談時の症状を基に判定を行う性質上、赤判定とせざるを得ない案件が一定程度あったと推察される。 こうした事例については、各相談員において、随伴症状の性質や程度を詳しく聴取し、想定疾患をよりの確に把握することなどを通じて、緊急度判定の精度を高める必要がある。

2	めまい・ふらつき (頭痛、体の震え等)	・想定疾患を「脳卒中、急性冠症候群、内耳性めまい、起立性低血圧症、脱水、貧血など」と判断し、突然の初発のめまいにより動けないことなどを理由に、赤判定とした。	想定疾患を内耳性めまい、起立性低血圧症、脱水、貧血と判断した場合に、軽症とされる事例が多かった。 こうした事例については、「めまいにより動けない」に該当する場合はプロトコルの適用上、赤判定とせざるを得ないため、オンコール医師へのランクダウンの相談などを通じて、緊急度判定の精度を高める必要がある。
3	しびれ(顔面神経痛、右半身の力が入らない手足の痺れ、半身の痺れ、口角下垂等)	・想定疾患を「脳出血、くも膜下出血、脳血管障害、髄膜炎、機能性頭痛など脳卒中もしくは脳卒中を否定できない」と判断し、激しい頭痛が認められる手足の痺れ、半身のしびれがあることなどを理由に、赤判定とした。	医師の所見では、左記の想定疾患に該当するものではないことを理由に、軽症とされる事例が多いと推察される(顔面神経麻痺、自律神経の不調による疾患、ストレス性疾患等、緊急性の低い疾患だと判断された可能性がある)。 しかしながら、電話による聴取のみで左記の想定疾患を否定することが困難なケースもあり、やむを得ず赤判定とした案件が一定程度あったと考えられる。
4	胸が痛い(胸部絞扼感、不快感、動悸、倦怠感、血圧上昇等)	・想定疾患を「急性冠症候群、重症疾患＋不整脈など」と判断し、胸部絞扼感、不快感、圧迫痛があることなどを理由に、赤判定とした。 ・バイタルサインのうち呼吸に異常があることを理由に、赤判定とした。	医師の所見では、左記の想定疾患に該当するものではないことを理由に、軽症とされる事例が多いと推察される(医師の所見では、肺炎、胸膜炎、自立神経失調症、ストレス性疾患など、緊急性の低い疾患だと判断された可能性がある)。 しかしながら、A カテゴリーに分類される症状であり、電話による聴取のみで左記の想定疾患を否定することが困難なケースもあり、やむを得ず赤判定とした案件が一定程度あったと考えられる。
5	アレルギー/吐き気・吐いた(腹痛・嘔気・呼吸苦)	・想定疾患を「アナフィラキシー」と判断し、呼吸困難があることを理由に、赤判定とした。	小児のアレルギー反応が認められる場合に、搬送後の加療により改善し、軽症とされる事例が多いと推察される。 こうした事例については、一般的に緊急性が高いとされており、赤判定の判断が適切であった案件も一定程度あったと考えられる。